

自衛隊立川官舎イラク反戦ビラ入れ事件高裁有罪判決に抗議する声明

東京高等裁判所第3刑事部（中川武隆裁判長）は2005年12月9日、立川自衛隊官舎イラク反戦ビラ入れ事件について一審無罪判決を破棄し、被告人3人に対し、罰金刑を科す有罪判決を言い渡した。

本判決は自衛隊立川官舎の敷地および宿舎建物の共用部分はいずれも刑法第130条にいう住居であるとしたうえ、同官舎の管理者らは関係者以外が敷地内に立ち入ることを禁止し、いわゆるイラク反戦ビラについてはこれを配布する者を見かけた場合には直ちに110番通報するとともに、東立川駐屯地に連絡するよう居住者に呼びかけ対応していたところ、被告人らは上記内容のビラを官舎各室ドアポストに投函する目的で、立川官舎の敷地及び宿舎建物の共用部分に立ち入ったのであるからその行為は管理者らの意思に反するものとして構成要件該当性を認め、一審判決が認めた可罰的違法性なしとの判断を悉く覆して有罪とした。

一般に玄関ドアポストは様々な情報を受け入れるいわば窓口であり、商業用のチラシ類をはじめ多様な文書の投げ入れが認められている。被告人らのビラは政治目的ではあるが、宿舎は自衛隊員のみならず、その家族も居住するところである。いわば私的な生活の場でもある。自由な情報伝達の機会が保障されるべきであり、管理者の意思に反するという理由のみで住居侵入とみなすことはできない。

本判決は被告人らの立ち入りを正当化できない理由としてビラの内容にまで立ち入り、それが「自衛官工作の意味をもつもの」だからとしている。言うまでもなく、言論の自由は憲法で保障され、最大限の尊重がなされるべきである。とりわけ、意見の対立する場面にこそ言論はその自由が確保されるべきである。民主主義社会を支える市民ひとりひとり意見形成にとって他者の意見の受容は不可欠であり、相互に寛大さが要求されなければならない。

今日、イラク戦争の是非はもちろん、自衛隊のイラク復興支援を目的とするイラク派遣についても、世論は二分し、イラクの平和実現や自衛隊のあり方については国民的な議論さえ期待されるところ、大きな情報媒体を持たない市民がビラという小さな伝達手段をもって自己の思考や信念を伝えることは賞揚されこそすれ刑罰をもって取り締まられるべきでは断じてない。

国民が今日もっとも必要とする言論、とりわけ政治的な意見を伝える自由を刑罰をもって奪った本判決は国策の貫徹に執心する余り、言論の自由の本質を見誤ったものとされても致し方なく、とうてい許されるものではない。

われわれは本高裁判決に強く抗議するとともに、最高裁がこれを破棄し、憲法の保障する表現の自由を擁護する無罪判決を下すよう求めるものである。

2005年12月28日

三多摩法律事務所